

(特別管理) 産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書

年 月 日

高知県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る以下の事項について、欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項(第14条の5第3項)において準用する同法第7条の2第4項の規定により届け出ます。

許可番号

許可年月日

年 月 日

欠格要件に該当するに至った年月日

年 月 日

該当するに至った欠格要件

法第14条第5項第2号

イ ハ ニ ホ (該当するものに○をつけること)

欠格要件に該当するに至った具体的事由

備考

この届出書は、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号チに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に提出すること。

参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

| | |
|--|--|
| 法第14条第5項第2号 イ (法第7条第5項第4号チに係るものを除く) | 法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者 |
| 法第7条第5項第4号イ | 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの |
| 法第7条第5項第4号ロ | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの |
| 法第7条第5項第4号ハ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
| 法第7条第5項第4号ニ | この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
| 法第7条第5項第4号ホ | 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） |
| 法第7条第5項第4号ヘ | 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこと決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの |
| 法第7条第5項第4号ト | へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの |
| 法第14条第5項第2号 ハ | 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの |
| 法第14条第5項第2号 ニ | 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの |
| 法第14条第5項第2号 ホ | 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの |